

平成21年度 国立大学法人熊本大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学生定員

熊本大学の平成21年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

2) 学士課程（教養教育）

枠内に、中期計画を記載（以下同じ。）

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

リベラル・アーツ科目の教育を強化するため、学部責任主体の教養教育の在り方について検討する。

3) 学士課程（専門教育）

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

引き続き、教養教育と有機的に連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施する。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 大学院（修士課程）

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

薬学教育部においては、新4年制学科（創薬・生命薬科学科）に接続する博士前期課程の平成22年度設置に向け、社会が求める実践的なかつ国際化に対応できる創薬生命科学研究者を育てる教育プログラムを整備する。

自然科学研究科においては、理学部理学科数理科学プログラム及び工学部数理工学科と有機的に連携させた自然科学研究科数学専攻(博士前期課程)の平成22年度設置に向け、理学、工学の分野間の壁を取り除いた高度な数学教育を保障する教育プログラムを整備する。また、「大学院科学技術教育の全面英語化計画」を確実に実施する。

5) 大学院（博士課程）

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

平成19年度に採択された「大学院教育改革支援プログラム」(GP)による「大学院科学技術教育の全面英語化計画」を確実に実施する。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 専門職大学院(法科大学院)

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

新カリキュラムの検証を行い、さらなる授業内容及び方法の一層の改善を図る。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

授業内容の深化・拡充を図り、若手弁護士によるアカデミックアドバイザー制度等の既往の制度を確実に運用して、獲得した知識を未知の問題に応用し、解決できる能力の増大に努める。

7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、FD(Faculty Development)・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

卒業生等に対する教育の成果に関する調査を実施するとともに、アンケートの調査項目・方法等を見直す。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のアクレディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

1）アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2）学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

リベラル・アーツ科目の教育を強化するため、学部責任主体の教養教育の在り方について検討する。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング(課題設定・解決型学習)の導入を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

薬学教育部は、新4年制学科(創薬・生命薬科学科)に続く博士前期課程、自然科学研究科は理学部理学科数理科学プログラム及び工学部数理工学科と有機的に連携させた数学専攻(博士前期課程)、保健学教育部は博士前期課程との関連を重視した博士後期課程の、それぞれ平成22年度設置に向け、人材養成目的に沿った教育プログラムを整備する。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベ-スト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

平成19年度に採択された「大学院教育改革支援プログラム」(GP)による「大学院科学技術教育の全面英語化計画」を確実に実施する。

4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

実践的能力習得のため、リーガル・クリニックやエクスターンシップの充実を図る。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

平成21年1月1日に発足した国際化推進センターを中心として、海外での語学研修プログラム等を活用した留学プログラムの拡充に取り組む。

教育効果を高めるため、TA(Teaching Assistant) 制度の運用を充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

情報機器・視聴覚機器を活用したe-learningシステムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育方法の改善を図るため、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を強化拡充する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

平成17年度に完結した。

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

今後継続して、外国人教員の増員に努める。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

引き続き社会文化科学研究科において、より効率的な教育が行えるよう、システムの改善に取り組む。

4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報(データ)の統合化・一元化

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、さらなる充実に努める。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

平成21年度に新設する文学部附属永青文庫研究センターを核として、貴

重書、古文書の電子化、社会への公開を一層推進する。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を充実させる。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な勧告を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。

優れた教育活動を行った教員を表彰するための仕組みを全学的に整える。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学務情報システム(SOSEKI)の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム(WebCT、e-learning)、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 学生生活支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

留学生の受入体制を整備し、本学で実施する様々な国際連携プログラムを推進するために、入居者への滞在環境整備と支援体制を整える。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。

部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。

最終評価(17年度採択分)を実施する。

発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。

発生医学研究センターを発生医学研究所へ改組するとともに、同研究所及びエイズ学研究センターについて、更なる研究の高度化を推進するため、全国共同利用・共同研究拠点化に向け準備を進める。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

大学院先導機構において、本学独自のテニユア・トラック制度を活用し、前年度に国際公募及び審査を経た若手研究者(特任助教)10名を採用し、支援する。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

若手研究者の短期、長期海外研修制度（国際化推進プログラム・海外先進研究実践プログラム、又は本学の若手研究者海外派遣制度）を活用して、若手研究者の人材育成に努める。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

イノベーション推進機構を中心として、本学の実用化研究を進め、また、ベンチャー起業を計画する研究者がさらに活性化して産学連携が強化されるように、学外企業のインキュベーションラボラトリーへの参加を促進する。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

平成17年度より実施している「科学研究費補助金の申請・採択増の方針」に基づき科学研究費補助金の獲得増の取り組みを行う。また、今年度から競争的外部資金として、文部科学省科学研究費補助金のみならず、厚生労働省科学研究費補助金、経済産業省NEDO資金等の公的研究補助金を合わせて検討する。

2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

九州地区のTLOとの連携を含めて、熊本TLOと協働して共同研究のコーディネートを行うなど、イノベーション推進機構を中心として、受託研究や共同研究獲得を積極的に推進する。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

イノベーション推進機構において新技術説明会等を積極的に開催し研究シーズの発信を行い、技術移転を進めるとともに、他の機関に若手職員を派遣して、知的財産の技術移転等の研修を実施し、職員の専門性を高める。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

イノベーション推進機構において、地域のニーズを発掘するために自治体等と連携を組み、また、自治体等と情報交換を行い、研究会等を開催する。

3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的で開催し、企業ニーズの情報収集を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

平成18年度までに中期計画を達成した。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

最終評価(17年度採択分)を実施する。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 知的財産の創出・取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

イノベーション推進機構が実施する事業や各ラボラトリーの入居の選定を効果的に行い、また、終了後の成果や評価を活用することにより、同機構の運営改善や知的財産の創出に繋げる。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

イノベーション推進機構と熊本TLOが協働して技術移転を進める。また、ベンチャー企業の事例を研究会等で発表し、本学の研究者等にノウハウを伝授する。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

平成17年度に完結した。

「熊本大学LINK構想」（熊本大学と熊本県（県庁、学校、企業等）の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想）を活用して「教育（人材養成）」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST（科学技術振興機構）及びRSP（地域研究開発拠点支援事業）など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

イノベーション推進機構を中心として、学内知財創出戦略、知財活用戦略、人材養成の大幅な活性化を促すために、他のTLO等の学外機関との連携を強化する。

4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

平成21年1月1日に発足した国際化推進センターの国際交流支援部門を中心に、部局の国際展開・国際プロジェクト獲得のための支援機能を強化し、研究者の人的交流の支援を一元化して、学術交流協定の増加や国際共同研究

プロジェクトの更なる推進を図る。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

平成19年度に中期計画を達成した。引き続き、国際会議・国際シンポジウムの積極的な実施に努める。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

平成21年1月1日に発足した国際化推進センターの人材交流支援分野を中心に、外国人研究者の受入の円滑化に向けて、ワンストップサービスの整備を行うとともに、国際交流会館の増設により住居に関する受入環境を改善する。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

平成21年1月1日に発足した国際化推進センターが各部局と連携し、新たな留学生受入プログラムや留学生の生活環境の改善に取り組む。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

平成19年度に中期計画を達成した。引き続き大学院生の国際会議等への参加促進に努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

日本医療機能評価機構の認証に基づいた、医療サービスの質的向上を図る。また、ISO15189に基づく点検・改善を推進し、更に、検査精度等の向上に努める。

医療カウンセリング室(仮称)を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

更なる患者相談体制の充実を図るとともに、「事業場内産業保健スタッフ」を核とした教職員・学生に対する、メンタルヘルス問題の相談対応体制を整備する。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

平成20年度に設置した「救急外来チーム」の機能を活用し、熊本市医師会

「地域医療センター」と連携した、救急患者受入体制を構築する。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画（第4次）を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

平成18年度に決定したように、熊本市内の救命救急医療の現状を踏まえて、救命救急センターの学内設置は行わないこととし、平成19年度に策定した救急医療に従事する人員確保や救急部機能の充実策に沿って、引き続き救急体制整備を推進する。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

高度で即戦力となる「がん診療専門医」の育成を図るため、「がん診療専門医プログラム」を改善・充実するとともに、平成20年度に設置した「地域医療システム学寄附講座」の具体的な取組を企画・展開し、地域医療に従事する総合診療医の養成・支援を行う。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育学習を推進する。

「中九州三大学合同専門医養成プログラム」により、具体的な専門医養成の取り組みを展開する。

平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対

して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関する本学の共同研究プロジェクトを引き続き実施・支援するとともに、グローバルCOE「エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点」の研究計画に基づき、病院として支援可能なエイズとHIV-1感染症の制御に関する教育・研究についての拠点形成に協力する。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

「先端医療支援センター」の機能を整備し、寄附講座の積極的な設置及びその研究成果等を臨床応用につなげる取り組みを推進する。

3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮(23日以内)し、経営の効率化を図る。

クリニカルパスの充実を図り、一般病床の平均在院日数18日以内を維持する。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

平成21年度経営改善計画に基づき、収支目標額の達成を目指す。病院収支を分析し、平成22年度経営改善計画を策定する。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

平成18年度に完結した。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

平成20年度までに中期計画を達成した。

2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支

援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

学部・附属学校連携推進委員会及び教育実習委員会で、教育現場の実情に即した教育実習計画に基づき、これまでの取組を継続的に適切に実施する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施

に努める。

3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

平成20年度完結。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

効率的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

法人化移行後5ヶ年の配分、実績を検証し、次期中期目標・中期計画に向けた効率的・合理的な配分案の策定を行う。

平成20年度に引き続き、2期整備予定の文法学部本館及び教育学部本館、東教室において、共用スペースを確保し、重点的な配分を行う。

5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

教育研究組織について、総合企画会議において必要に応じ、学部・研究科・学科・専攻等の見直しを行う。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

薬学教育部創薬生命科学専攻（博士前期課程）、保健学教育部保健学専攻

(博士後期課程)及び自然科学研究科数学専攻(博士前期課程)の設置に向け手続きを進める。

研究組織(研究部)と教育組織(教育部)の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

前年度の検討結果を踏まえ、平成22年度に、現在の学部(医学部保健学科)教員組織を、大学院医学薬学研究部へ移行するための手続きを進める。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

保健学教育部保健学専攻(博士後期課程)の平成22年度の設置に向け手続きを進める。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

平成20年度完結。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターを発生医学研究所に改組し、同研究所及びエイズ学研究センターについて、全国共同利用・共同研究拠点化に向け手続きを進める。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

附属病院の位置付けに関する検討を踏まえ、平成20年度までに策定・実施した運営改善の方策を、今後継続して、確実に実施する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 人件費削減への取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基

本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

平成17年度比人件費予算額の4%の削減を図るとともに、平成22年度からの第二期中期目標期間中の人件費削減計画を策定する。

3) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

部局等の実状も考慮の上、新たに策定した兼業・兼職の手続きにより、事務処理の迅速化を図る。

4) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

教員へのインセンティブ付与の一環として部局等の実情を勘案し可能な部局からサバティカル制度を導入する。

5) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

今後とも、引き続き各部局等の実情にあわせて、任期制の導入を推進する。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

部局ごとの特殊事情等を考慮しつつ、教員人事委員会において公募による選考を行うよう指導し、公募による選考割合について現状を維持できるよう努める。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

新設された国際化推進機構と連携し、外国人研究者の就労環境の整備に努め、教員公募の際の国際公募を推進することにより有能な外国人の採用に努める。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

平成18年度に設置された男女共同参画推進委員会を中心として、女性が働きやすい就労環境の整備に努めるとともに、学内の意識改革を推進する。

6) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施とさらなる充実に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

次期中期目標・中期計画を見据え、事務改革室を中心に、各種WGでの検討を進めるとともに、外部専門家等も活用し、業務の廃止・縮小・アウトソーシングを念頭に、業務構造の見直し・組み替えについて検討する。

各種事務の電子化を進める。

引き続き、各種事務の業務分析を行い、さらに電子化が可能なものについて整備を行うとともに、すでに電子化を実施した業務についても改善の必要があるものについて検討を行い、電子事務局構想を推進する。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

平成22年度以降の再編を目指す新事務組織（案）を策定するため、外部専門家等の活用と併せ、「法人事業推進本部」等での検討を進める。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に平成15年度比で25%増加させる。

平成17年度より実施している「科学研究費補助金の申請・採択増の方針」に基づき科学研究費補助金の獲得増の取り組みを行う。また、今年度から競争的外部資金として、文部科学省科学研究費補助金のみならず、厚生労働省科学研究費補助金、経済産業省NEDO資金等の公的研究補助金を合わせて検討する。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のシーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクションプログラム」に基づき、今期中期計画全体の節減予定額の実現に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

平成17年度から実施した主要5団地の点検・評価を踏まえて、資産の有効活用のための諸施策を策定する。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

イノベーション推進機構において、実用化を踏まえた知的財産の増加に努め、また、企業へのマーケティング活動や本学が中心となって行う新技術説明会等の充実を図り、共同研究の増加に努める。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

平成20年度に引き続き、2期整備予定（第二期中期目標期間中に整備予定の）の文学部本館及び教育学部本館、東教室の改修工事において、共用スペースの確保・整備を行う。旧図書館工学部分室を共用スペースとして必要な整備を行う。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

毎年の消費者物価指数等を踏まえながら、土地・建物の貸付料の改定を行う。また、学内福利施設の貸し付けについては、関係部署との調整の上、独自の基準策定を行う。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

学部長等は、各教員の個人活動（自己）評価書に基づき、評価領域（原則として教育、研究及び社会貢献）ごとの達成状況について評価を行い、所見等を記載し各教員へ通知するとともに、その状況を学長へ報告する。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

教員へのインセンティブ付与の一環として部局等の実情を勘案し可能な部局からサバティカル制度を導入する。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

統合情報アーカイブデータベースを活用し、大学の活動実績のデータの収集の効率化を図るとともに、データ提供などデータベースの活用を進める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

平成20年度までに中期計画を達成した。

ホームページ、広報誌の充実を行う。

国際的情報発信の強化のため、英語版ホームページのさらなる充実を図る。

学外に情報プラザ等を開設する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

積極的に記者発表を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想(マスタープラン)を策定し、計画的な整備を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、マスタープランに基づき、計画的な整備を進める。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

引き続き、ユニバーサルデザインや環境保全等に配慮した計画的な施設整備を推進する。

PFI方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

留学生宿舎を学内資金により整備する。

P F I方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その維持管理業務とモニタリングを実施する。

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をP F I事業として確実に推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その維持管理業務とモニタリングを実施する。

2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

平成17年度の改修計画を基に実施したバリアフリー、インフラ、屋外環境等の維持保全に関する点検評価を行い、今後に取り組む課題を抽出する。

過去4年間に実施した主要5キャンパスの室利用状況調査に基づき、改善状況を検証し、第二期中期目標期間中に取り組む課題を抽出する。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

平成20年度に点検評価したインフラ（電気設備、給排水、ガス等）に重点を置いた維持保全を実施する。平成20年度に行った黒髪南地区キャンパスの点検評価に基づき、スペースの有効活用のための整備を行う。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、教職員、学生の意識の向上を図る。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

保存計画案を基に五高記念館、化学実験場及び旧図書館工学部分室などの伝統的施設の保存と有効活用を推進する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

平成20年度までに中期計画を達成した。今後継続してその確実な実施に努める。

R I 及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。
平成 19 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。
平成 20 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。
平成 20 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。
平成 20 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。
引き続き、安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。
前年度の訓練結果等に基づき、引き続き不審者侵入や災害等を想定した訓練方法を検討して、安全確保に努める。
前年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、設備等の整備を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

39 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし。

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)病棟 ・(医病)基幹・環境設備 ・小規模改修 ・病院特別医療機械 (東病棟設備) ・ライフライン再生事業 ・(本荘)発生医学研究センター施設整備事業(PFI) ・(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業(PFI)	総額 8,364	施設整備費補助金 (2,617) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (5,689) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (58)

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

- 1 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。
- 2 教員の流動性を向上させるため、各教育研究組織において任期制を検討し、任期制が有効なものについては、導入する。
- 3 事務職員等の質の向上及び組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行うとともに研修制度を充実する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 2,047人

また、任期付職員数の見込みを 64人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み21,312百万円(退職手当を除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,154
施設整備費補助金	2,617
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	223
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58
自己収入	22,405
授業料及び入学金検定料収入	6,158
附属病院収入	15,630
財産処分収入	0
雑収入	617
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,524
長期借入金収入	5,689
目的積立金取崩	202
計	49,872
支出	
業務費	35,698
教育研究経費	16,179
診療経費	12,808
一般管理費	6,711
施設整備費	8,364
補助金等	223
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,524
長期借入金償還金	3,063
計	49,872

[人件費の見積り]

期間中総額 21,312百万円を支出する。(退職手当を除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額15,257百万円)

(注)「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額15,732百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額422百万円

(注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額81百万円

(注)「施設整備補助金」のうち、平成21年度当初予算額1,395百万円、前年度(平成20年度補正予算)よりの繰越額1,222百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	40,965
業務費	34,823
教育研究経費	4,392
診療経費	5,938
受託研究費等	1,503
役員人件費	131
教員人件費	12,600
職員人件費	10,259
一般管理費	2,541
財務費用	658
雑損	0
減価償却費	2,943
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	40,997
運営費交付金収益	15,391
授業料収益	4,974
入学金収益	786
検定料収益	166
附属病院収益	15,630
受託研究等収益	1,503
補助金等収益	223
寄附金収益	935
財務収益	1
雑益	616
資産見返運営費交付金等戻入	645
資産見返寄附金戻入	66
資産見返物品受贈額戻入	61
臨時利益	0
純利益	32
目的積立金取崩益	202
総利益	234

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,175
業務活動による支出	36,523
投資活動による支出	10,286
財務活動による支出	3,063
翌年度への繰越金	3,303
資金収入	53,175
業務活動による収入	40,884
運営費交付金による収入	15,732
授業料及び入学金検定料による収入	6,158
附属病院収入	15,630
受託研究等収入	1,503
補助金等収入	223
寄附金収入	1,021
その他の収入	617
投資活動による収入	2,675
施設費による収入	2,675
その他の収入	0
財務活動による収入	5,689
前年度よりの繰越金	3,927

別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	総合人間学科	220人
	歴史学科	140人
	文学科	200人
	コミュニケーション情報学科	120人
	学部共通(3年次編入)	20人
教育学部	小学校教員養成課程	440人
	中学校教員養成課程	280人
	特別支援学校教員養成課程	60人
	養護教諭養成課程	120人
	地域共生社会課程	80人
	生涯スポーツ福祉課程	160人
	養護学校教員養成課程	20人
法学部	法学科	840人
	学部共通(3年次編入)	20人
理学部	理学科	760人
医学部	医学科	610人
	保健学科	576人
	保健学科共通(3年次編入)	32人
薬学部	薬学科	220人
	創薬・生命薬科学科	140人
工学部	物質生命化学科	320人
	マテリアル工学科	184人
	機械システム工学科	388人
	社会環境工学科	284人
	建築学科	224人
	情報電気電子工学科	612人
	数理工学科	40人
	学部共通(3年次編入)	60人
	教育学研究科(修士課程)	学校教育実践専攻
教科教育実践専攻		34人
学校教育専攻		5人
特別支援教育専攻		5人
教科教育専攻		34人
養護教育専攻		3人
社会文化科学研究科(博士前期課程)	公共政策学専攻	23人
	法学専攻	21人
	現代社会人間学専攻	36人
	文化学専攻	36人
	教授システム学専攻	30人
社会文化科学研究科(博士後期課程)	人間・社会科学専攻	12人
	文化学専攻	16人
	教授システム学専攻	6人
	公共社会政策学専攻	4人

自然科学研究科（博士前期課程）	理学専攻	200人	
	複合新領域科学専攻	24人	
	物質生命化学専攻	86人	
	マテリアル工学専攻	50人	
	機械システム工学専攻	114人	
	情報電気電子工学専攻	162人	
	社会環境工学専攻	76人	
	建築学専攻	72人	
	自然科学研究科（博士後期課程）	理学専攻	30人
		複合新領域科学専攻	54人
産業創造工学専攻		42人	
情報電気電子工学専攻		30人	
環境共生工学専攻		30人	
医学教育部（修士課程）		医科学専攻	40人
		医学教育部（博士課程）	医学専攻
生体医科学専攻	52人		
病態制御学専攻	44人		
臨床医科学専攻	62人		
環境社会医学専攻	18人		
保健学教育部（修士課程）	保健学専攻		32人
薬学教育部（博士前期課程）	分子機能薬学専攻	84人	
	生命薬科学専攻	54人	
薬学教育部（博士後期課程）	分子機能薬学専攻	54人	
	生命薬科学専攻	39人	
法曹養成研究科(法科大学院の課程)	法曹養成専攻	90人	
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	20人	
養護教諭特別別科		40人	
附属幼稚園		160人	
附属小学校	学級数	5	
		720人	
附属中学校	学級数	18	
		480人	
附属特別支援学校	学級数	12	
	小学部	18人	
	学級数	3	
	中学部	18人	
	学級数	3	
	高等部	24人	
	学級数	3	